

国有林内で活動する事業者・入林者の皆様へ

令和7年の岩手県大船渡市の大規模林野火災等を踏まえ、



山林での火の取扱いのルールが追加されました！

市町村において「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用が始まりました。

国有林へ入林される際は、各市町村における「林野火災注意報・林野火災警報」の発令状況や気象状況を確認し、火の取扱いに十分注意していただき、林野火災予防にご協力をお願いいたします。

注意報・警報等の各種注意喚起情報については、山林に入る前や山林内の活動の合間にご自身でよくご確認ください！

市町村による「注意報」・「警報」発令の情報発信の方法例

- ・消防本部のホームページやSNS
- ・市町村の防災メールや防災無線
- ・消防車両による巡回広報 など



これらの情報を
隨時チェック！

《市町村等の条例に基づくルール》

林野火災注意報が出た場合
市町村が指定する区域内において



たき火をしない



タバコを吸わない

などの努力義務があります

林野火災警報が出た場合
市町村が指定する区域内において



たき火禁止



タバコ禁止

などの制限がかかります

(罰則あり)

※ 行為制限の区域や内容などの詳細は、地域を管轄する市町村や消防本部の情報(ホームページ等)でご確認を。

※ 消防署へのたき火の事前届出等もルールとして明確化されました。



近畿中国森林管理局

【問い合わせ先】

